* **ひとり親家庭等医療費助成申請の方法について**

**１．助成の申請方法**（福祉課に提出してください）

　◎領収書添付での申請

一部負担金を証明する領収書を申請書と一緒に提出してください。

ただし、領収書に診療を受けた人の氏名や領収印がないものは受付できません。

◎医療機関証明書での申請

申請書に病院からひと月分の診療日数、診療点数、一部負担金等の証明をもらい、提出してください。

**２．申請書について**

申請書には、受給者の住所、氏名、加入保険等を記入し、押印して、**病院ごと、月ごと**に分けて提出してください。

**３．助成額について**

助成対象者に係る医療費の一部負担金を支払った場合に、３分の２に相当する額を助成します。高額療養費並びに附加給付がある場合は、その額を控除した額の３分の２に相当する額を助成します。

**４．申請期限について**

申請の有効期間は診療を受けた月の翌月から１年間です。

**５・支払いについて**

毎月１０日までに申請書を提出すると、その月の２５日（２５日が土、日の場合は翌週）に助成額をお支払いします。

**６．申請資格の終了について**

　　助成対象者が扶養している最年少の児童が２０歳の誕生月の月末まで申請できます。

児童が１日生まれの場合は前月の月末までです。

**※届出について**

住所、氏名、加入保険の変更や、転出、婚姻等、受給資格を失ったときは、受給者証・保険証・印鑑を持参のうえ、速やかに届出をしてください。